

社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行による名称変更に伴う  
受託契約準則等の一部改正について

目 次

(ページ)

受託契約準則	1
ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例	2
E T Fに関する有価証券上場規程の特例	4
不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例	6
先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則	8
取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則	9
信認金代用有価証券に関する規則	10
発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則	12
業務方法書の取扱い	14

受託契約準則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧								
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第45条第2項において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 投資信託受益証券及び投資証券 (国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>一般社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <table> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>100分の80</td> </tr> </table> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第12号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人</u>投資信託協会が発表する時価</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	公社債投資信託の受益証券	100分の85	その他のもの	100分の80	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第45条第2項において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 投資信託受益証券及び投資証券 (国内の金融商品取引所に上場されているもの及び<u>社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <table> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>100分の80</td> </tr> </table> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第12号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>社団法人</u>投資信託協会が前日の時価を発表するもの <u>社団法人</u>投資信託協会が発表する時価</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	公社債投資信託の受益証券	100分の85	その他のもの	100分の80
公社債投資信託の受益証券	100分の85								
その他のもの	100分の80								
公社債投資信託の受益証券	100分の85								
その他のもの	100分の80								

付 則

この準則は、平成25年1月4日から施行する。

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第5条 次条に規定する投資証券の上場審査は次の各号に適合する投資証券を対象として行うものとする。	第5条 次条に規定する投資証券の上場審査は次の各号に適合する投資証券を対象として行うものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 資産運用会社等の適格性 新規上場申請者である資産運用会社等が次のa又はbに適合すること。 a 新規上場申請者である資産運用会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること。 b (略)	(2) 資産運用会社等の適格性 新規上場申請者である資産運用会社等が次のa又はbに適合すること。 a 新規上場申請者である資産運用会社が <u>社団法人投資信託協会</u> の会員であること。 b (略)
(3)～(10) (略)	(3)～(10) (略)
2 (略)	2 (略)
(上場投資法人が行う適時開示等)	(上場投資法人が行う適時開示等)
第10条 上場投資法人又は上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。	第10条 上場投資法人又は上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含み、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。 a～h (略) i <u>一般社団法人投資信託協会</u> 又は一般社団法人日本投資顧問業協会からの脱退 j (略)	(3) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含み、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。 a～h (略) i <u>社団法人投資信託協会</u> 又は一般社団法人日本投資顧問業協会からの脱退 j (略)
(4) (略)	(4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(上場廃止基準)	(上場廃止基準)

第13条 (略)

2 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次の各号に該当する場合には、上場投資証券の上場を廃止するものとする。ただし、当該資産運用会社等が行っていた業務が他の資産運用会社等に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社等が投資証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 一般社団法人投資信託協会又は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員でなくなった場合

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

第13条 (略)

2 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次の各号に該当する場合には、上場投資証券の上場を廃止するものとする。ただし、当該資産運用会社等が行っていた業務が他の資産運用会社等に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社等が投資証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 社団法人投資信託協会又は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員でなくなった場合

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

付 則

この特例は、平成25年1月4日から施行する。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第4条 内国ETFの上場審査については、次の各号（公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。以下「投資信託法施行規則」という。）第13条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は本所が規則により定める投資信託に該当するものを除く。次項第1号を除き、以下同じ。）の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号b及び第7号を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号h及び第6号の2を除く。）に掲げる基準によるものとする。	第4条 内国ETFの上場審査については、次の各号（公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。以下「投資信託法施行規則」という。）第13条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は本所が規則により定める投資信託に該当するものを除く。次項第1号を除き、以下同じ。）の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号b及び第7号を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号h及び第6号の2を除く。）に掲げる基準によるものとする。
(1) 新規上場申請者である管理会社等が、 <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること。	(1) 新規上場申請者である管理会社等が、 <u>社団法人投資信託協会</u> の会員であること。
(2)～(13) (略)	(2)～(13) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 内国商品現物型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。	4 内国商品現物型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。
(1) 第1項第1号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号（管理会社が信託受託者である場合を除く。），第11号及び第13号に適合していること。この場合において、同項第1号中「管理会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること」とあるのは「管理会社が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第5号及び第7号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。	(1) 第1項第1号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号（管理会社が信託受託者である場合を除く。），第11号及び第13号に適合していること。この場合において、同項第1号中「管理会社が <u>社団法人投資信託協会</u> の会員であること」とあるのは「管理会社が <u>社団法人投資信託協会</u> の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第5号及び第7号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。
(2)～(9) (略)	(2)～(9) (略)
5・6 (略)	5・6 (略)
(上場廃止基準)	(上場廃止基準)
第10条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型E	第10条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型E

TFは、次の各号のいずれかに該当する場合には、  
その上場を廃止する。

(1) 上場ETFに係る管理会社等が次のaからd  
までのいずれかに該当する場合。ただし、当該  
管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等  
に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社等がET  
F上場契約書及び第4条第1項第9号に規定  
する事項について確約した書面を提出する場合  
は、この限りでない。

a～cの3 (略)

d 一般社団法人投資信託協会の会員でなくな  
った場合 (管理会社が登録金融機関である場  
合を除く。)

(2)～(3) (略)

2・3 (略)

#### 付 則

この特例は、平成25年1月4日から施行する。

TFは、次の各号のいずれかに該当する場合には、  
その上場を廃止する。

(1) 上場ETFに係る管理会社等が次のaからd  
までのいずれかに該当する場合。ただし、当該  
管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等  
に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社等がET  
F上場契約書及び第4条第1項第9号に規定  
する事項について確約した書面を提出する場合  
は、この限りでない。

a～cの3 (略)

d 社団法人投資信託協会の会員でなくなった  
場合 (管理会社が登録金融機関である場合を  
除く。)

(2)～(3) (略)

2・3 (略)

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。	第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。
(1) 次の a から c までに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める者が <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員であること。	(1) 次の a から c までに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める者が <u>社団法人投資信託協会</u> の会員であること。
a～c (略)	a～c (略)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(不動産投資信託証券の上場廃止基準)	(不動産投資信託証券の上場廃止基準)
第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 委託者指図型投資信託の受益証券	(1) 委託者指図型投資信託の受益証券
a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。	a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。
(a)・(b) (略)	(a)・(b) (略)
(c) <u>一般社団法人投資信託協会</u> の会員でなくなった場合	(c) <u>社団法人投資信託協会</u> の会員でなくなった場合
(d) (略)	(d) (略)
b (略)	b (略)
(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券	(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券
上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、	上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、

当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

- a (略)
- b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- c (略)

(3) 投資証券

a (略)

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合はこの限りでない。

- (a)・(b) (略)
- (c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- (d)・(e) (略)

2～4 (略)

付 則

この特例は、平成25年1月4日から施行する。

当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

- a (略)
- b 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- c (略)

(3) 投資証券

a (略)

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合はこの限りでない。

- (a)・(b) (略)
- (c) 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- (d)・(e) (略)

2～4 (略)

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧																																				
<p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。</p>	<p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th><th>時価</th><th>時価に乘ずべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td><td><u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</td><td>当該時価 100分の85</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)</td><td>国内の金融商品取引所に上場されているもの <u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</td><td>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70</td></tr> <tr> <td>投資証券</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	(略)			公社債投資信託の受益証券	<u>一般社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	(略)			投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの <u>一般社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70	投資証券			<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th><th>時価</th><th>時価に乘ずべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td><td><u>社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</td><td>当該時価 100分の85</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)</td><td>国内の金融商品取引所に上場されているもの <u>社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの</td><td>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70</td></tr> <tr> <td>投資証券</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	(略)			公社債投資信託の受益証券	<u>社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	(略)			投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの <u>社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70	投資証券		
有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率																																			
(略)																																					
公社債投資信託の受益証券	<u>一般社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85																																			
(略)																																					
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの <u>一般社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70																																			
投資証券																																					
有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率																																			
(略)																																					
公社債投資信託の受益証券	<u>社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85																																			
(略)																																					
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの <u>社団法人投資信託協会</u> が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70																																			
投資証券																																					
(注) 1～6 (略)	(注) 1～6 (略)																																				
3 (略)	3 (略)																																				
<p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年1月4日から施行する。</p>																																					

取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則  
の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧																																				
<p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。</p>	<p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th><th>時価</th><th>時価に乘すべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td><td>一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td><td>当該時価 100分の85</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)</td><td>国内の金融商品取引所に上場されているもの</td><td>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 100分の70</td></tr> <tr> <td>投資証券</td><td>一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td><td>当該時価</td></tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	(略)			公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	(略)			投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 100分の70	投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th><th>時価</th><th>時価に乘すべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td><td>社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td><td>当該時価 100分の85</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)</td><td>国内の金融商品取引所に上場されているもの</td><td>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 100分の70</td></tr> <tr> <td>投資証券</td><td>社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td><td>当該時価</td></tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	(略)			公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	(略)			投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 100分の70	投資証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率																																			
(略)																																					
公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85																																			
(略)																																					
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 100分の70																																			
投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価																																			
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率																																			
(略)																																					
公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85																																			
(略)																																					
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 100分の70																																			
投資証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価																																			
<p>(注) 1～6 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年1月4日から施行する。</p>	<p>(注) 1～6 (略)</p> <p>3 (略)</p>																																				

信認金代用有価証券に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新			旧		
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 (略)			1 (略)		
2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。			2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率
(略)			(略)		
公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	100分の85	公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの
株券				株券	
優先出資証券 (注7)				優先出資証券 (注7)	
外国株預託証券 (注8)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所 (注1)における最終価格 (注2)	100分の70	外国株預託証券 (注8)	国内の金融商品取引所に上場されているもの
外国投資信託の受益証券				外国投資信託の受益証券	金融商品取引所 (注1)における最終価格 (注2)
外国投資証券				外国投資証券	100分の70
受益証券発行信託の受益証券				受益証券発行信託の受益証券	
外国受益証券発行信託の受益証券 (注9)				外国受益証券発行信託の受益証券 (注9)	
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所 (注1)における最終価格 (注2)		投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの
投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の	当該時価		投資証券	金融商品取引所 (注1)における最終価格 (注2)
					当該時価

	時価を発表するもの				るもの		
--	-----------	--	--	--	-----	--	--

(注) 1～9 (略)

3～13 (略)

(注) 1～9 (略)

3～13 (略)

#### 付 則

この規則は、平成25年1月4日から施行する。

発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新			旧			
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			
1 (略)			1 (略)			
2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。			2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	
(略)			(略)			
地方債証券(注3) 特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	地方債証券(注3) 特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)		100分の85	円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)		100分の85	
公社債投資信託の受益証券	投資証券のうち一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	公社債投資信託の受益証券	投資証券のうち <u>社団法人</u> 投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	
(略)			(略)			
株券 優先出資証券	国内の金融商品取引所に上	金融商品取引所(注1)	100分の70	株券 優先出資証券	国内の金融商品取引所に上(注1)	100分の70

(注7)	場されて いるもの	における 最終価格 (注2)		(注7)	場されて いるもの	における 最終価格 (注2)	
投資信託の受 益証券(公社債 投資信託の受 益証券を除 く。) 投資証券	国内の金 融商品取 引所に上 場されて いるもの  <u>一般社団 法人投資 信託協会</u> が前日の 時価を発 表するも の	金融商品 取引所 (注1) における 最終価格 (注2)  当該時価		投資信託の受 益証券(公社債 投資信託の受 益証券を除 く。) 投資証券	国内の金 融商品取 引所に上 場されて いるもの  <u>社団法人 投資信託 協会</u> が前 日の時価 を発表す るもの	金融商品 取引所 (注1) における 最終価格 (注2)  当該時価	

(注) 1～7 (略)

3～11 (略)

(注) 1～7 (略)

3～11 (略)

#### 付 則

この規則は、平成25年1月4日から施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧																														
<p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第14条第3項及び第4項に定める本所が適當と認める有価証券の種類並びに本所が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>	<p>別 表</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第14条第3項及び第4項に定める本所が適當と認める有価証券の種類並びに本所が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th> <th>時価</th> <th>時価に乘ずべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td> <td>一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td> <td>当該時価 100分の85</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券</td> <td>国内の金融商品取引所に上場されているもの 一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td> <td>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70</td> </tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	(略)			公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	(略)			投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券の種類</th> <th>時価</th> <th>時価に乘ずべき率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託の受益証券</td> <td>社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td> <td>当該時価 100分の85</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券</td> <td>国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの</td> <td>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70</td> </tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率	(略)			公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	(略)			投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70
有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率																													
(略)																															
公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85																													
(略)																															
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70																													
有価証券の種類	時価	時価に乘ずべき率																													
(略)																															
公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85																													
(略)																															
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価 100分の70																													
<p>(注) 1～6 (略) 2～11 (略)</p>	<p>(注) 1～6 (略) 2～11 (略)</p>																														
<p>付 則</p> <p>この取扱いは、平成25年1月4日から施行する。</p>																															